(その1)

収　支　報　告　書

平成 24 年分
(平成　年　月　日開催分)

(ふりがな)
1. 政治団体の名称　みんしゅとうふくしまけんたいいちそうしぶ 民主党福島県第1総支部
2. 主たる事務所の所在地　福島県福島市大町7-25　アクティ5-4
3. 代表者の氏名　大場秀樹
4. 会計責任者の氏名　小林義明

(事務担当者の氏名)
渡辺香代子
(電話)
024-529-6600

(収受欄)
福島県選挙管理委員会 平成 25.5.24 収受 福選管第 号

政治団体の区分
- [] 政党
- [x] 政党の支部
- [] 政治資金団体
- [] 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
- [] その他の政治団体
- [] その他の政治団体の支部

資金管理団体の指定の有無
- [] 有
- [x] 無

公職の種類
資金管理団体の届出をした者の氏名

資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

活動区域の区分
- [] ２以上の都道府県の区域等
- [x] 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分
- [x] 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
- [] 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名　大場　秀樹
公職の種類　衆議院議員(候補者)

(選管使用欄)

団体番号	審査記載	入力	
4937	[x]	[x]	領15

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成 24 年 10 月 16 日から
平成 24 年 12 月 31 日まで

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	2,000,000
（前年からの繰越額）	0
（本年の収入額）	2,000,000
支　出　総　額	1,990,199
翌　年　へ　の　繰　越　額	9,801

２　収入項目別金額の内訳

(1)　個人の負担する党費又は会費	
金　額	
員　数	

(2)　寄　附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　額	備　考
(ｱ)　個　人　か　ら　の　寄　附	0	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ)　法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ)　政　治　団　体　か　ら　の　寄　附	0	
小　計　(ｱ)＋(ｲ)＋(ｳ)	0	
（寄附のうちあっせんによるもの）	0	
イ　政　党　匿　名　寄　附	0	
合　計　（ア＋イ）	0	

注1)　同一の者からの寄附（イに該当するものを除く。）で、その金額の合計額が、年間５万円を超えるものについては（その7）の内訳欄に、その寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに金額及び年月日を記載しなければなりません。なお、租税特別措置法第41条の18の適用を受けようとする場合は、その金額にかかわらず同じく内訳欄の記載が必要です。以上に該当しないものは、（その7）の「その他の寄附」欄にまとめて記載してくださ

注2)　イに該当する寄附について（その９）に同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに年月日及び場所を記載してください。

（その５）

(5)　本部又は支部から供与された交付金に係る収入

交付金を供与した本部又は支部の名称	金　　額	年月日	主たる事務所の所在地	備　　考
民主党福島県総支部連合会	2,000,000	24.11.6	福島県福島市大町7-25 アクティ大町5-4	
この頁の小計	2,000,000			
合　　計	2,000,000			

注)　当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、交付金を供与した本部又は支部ごとに、その名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を該当欄に記載すること。

(その13)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考
1 経常経費	十億 百万 千 円	
(1) 人件費	1,015,000	
(2) 光熱水費	4,000	〃
(3) 備品・消耗品費	487,085	〃
(4) 事務所費	263,124	〃
小計	1,769,209	〃
2 政治活動費		
(1) 組織活動費	146,975	〃
(2) 選挙関係費		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費		
ア 機関紙誌の発行事業費		
イ 宣伝事業費	74,015	〃
ウ 政治資金パーティー開催事業費		
エ その他の事業費		
小計((3)ア～エ)	74,015	〃
(4) 調査研究費		
(5) 寄附・交付金		
(6) その他の経費		
小計	220,990	〃
合計	1,990,199	〃

(その14)

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	水熱水費	
支出の目的 (1件当たり5万円以上のもの)	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考

この頁の小計	0
その他の支出 (1件当たり5万円未満のもの)	4,000
合計	4,000

注） この様式は、資金管理団体及び国会議員関係政治団体が、経常経費のうちの、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費について作成すること（人件費は作成不要）。

「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように小分類した費目まで記載すること。

「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「電気代」、「コピー用紙購入代」、「事務所家賃」というように具体的に記載すること。

(その14)

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	備品費	
支出の目的 (1件当たり5万円以上のもの)	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
携帯電話機本体	13,130	24.12.3	ソフトバンク相馬	福島県相馬市塚ノ野町1-14-3	
ノートパソコン	78,750	24.12.20	システムバンク伊達	福島県伊達市箱崎字前畑56	
この頁の小計	91,880				
その他の支出 (1件当たり5万円未満のもの)	0				
合計	91,880				

注） この様式は、資金管理団体及び国会議員関係政治団体が、経常経費のうちの、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費について作成すること（人件費は作成不要）。

「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように小分類した費目まで記載すること。

「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「電気代」、「コピー用紙購入代」、「事務所家賃」というように具体的に記載すること。

(その14)

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	消耗品費	
支出の目的 (1件当たり5万円以上のもの)	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
事務用品	25,057	24.11.25	株式会社 ダイユーエイト福島黒岩店	福島県福島市太平寺字堰ノ上５８番地	
お茶代	16,120	24.11.29	トライアル方木田店	福島県福島市方木田字谷池59-1	
スタッフジャンバー	17,940	24.12.4	有限会社まめや	福島県南相馬市南町１丁目133	
事務用品	10,224	24.12.8	株式会社 ダイユーエイト福島黒岩店	福島県福島市太平寺字堰ノ上５８番地	
事務用品	16,462	24.12.12	株式会社 ダイユーエイト福島黒岩店	福島県福島市太平寺字堰ノ上５８番地	
文具、プリンターカートリッジ	25,370	24.12.14	株式会社ヤマダ電機	群馬県高崎市栄町1-1	

この頁の小計	111,173
その他の支出 (1件当たり5万円未満のもの)	284,032
合計	395,205

注） この様式は、資金管理団体及び国会議員関係政治団体が、経常経費のうちの、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費について作成すること（人件費は作成不要）。

「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように小分類した費目まで記載すること。

「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「電気代」、「コピー用紙購入代」、「事務所家賃」というように具体的に記載すること。

(その14)

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	事務所費（賃借料）	
支出の目的 (1件当たり5万円以上のもの)	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
賃借料	55,000	24.12.3	原田國昭	福島市伊達郡保原町字赤橋56-1	
賃借料	99,670	24.12.13	有限会社　佐伯不動産	福島県相馬市中村字上町44	
この頁の小計	154,670				
その他の支出 (1件当たり5万円未満のもの)	0				
合計	154,670				

注）　この様式は、資金管理団体及び国会議員関係政治団体が、経常経費のうちの、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費について作成すること（人件費は作成不要）。

「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように小分類した費目まで記載すること。

「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「電気代」、「コピー用紙購入代」、「事務所家賃」というように具体的に記載すること。

(その14)

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	通信費	
支出の目的 (1件当たり5万円以上のもの)	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考

この頁の小計	0
その他の支出 (1件当たり5万円未満のもの)	13,329
合計	13,329

注） この様式は、資金管理団体及び国会議員関係政治団体が、経常経費のうちの、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費について作成すること（人件費は作成不要）。

「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように小分類した費目まで記載すること。

「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「電気代」、「コピー用紙購入代」、「事務所家賃」というように具体的に記載すること。

(その14)

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	事務管理費	
支出の目的 (1件当たり5万円以上のもの)	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
備品運搬料	80,000	24.12.22	日本通運株式会社福島支店	福島県福島市北矢野目字下成田１番１号	

この頁の小計	80,000
その他の支出 (1件当たり5万円未満のもの)	15,125
合計	95,125

注） この様式は、資金管理団体及び国会議員関係政治団体が、経常経費のうちの、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費について作成すること（人件費は作成不要）。

「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように小分類した費目まで記載すること。

「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「電気代」、「コピー用紙購入代」、「事務所家賃」というように具体的に記載すること。

(その15)

（3） 政治活動費の内訳			項目別区分	組織活動費 （ 行事・会議費 ）	
支出の目的 (1件当たり5万円以上のも	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
看板印刷、チラシ印刷	50,000	24.12.18	連合福島原町地区連合	福島県南相馬市原町区北町537	

この頁の小計	50,000
その他の支出 (1件当たり5万円未満のもの)	10,125
合計	60,125

注) 「項目別区分」欄には、「組織活動費（大会費）」というように小分類した費目まで記載すること。
「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

(その15)

（3） 政治活動費の内訳			項目別区分	組織活動費　（旅費交通費）	
支出の目的 (1件当たり5万円以上のも	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
JR	16,190	24.11.22	東日本旅客鉄道株式会社	東京都渋谷区代々木二丁目２番２号	
宿泊費	12,000	24.12.6	ホテルサンルートプラザ福島	福島県福島市大町7-11	

この頁の小計	28,190
その他の支出 (1件当たり5万円未満のもの)	58,660
合計	86,850

注)　「項目別区分」欄には、「組織活動費（大会費）」というように小分類した費目まで記載すること。
「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

（その15）

（3） 政治活動費の内訳			項目別区分	宣伝事業費 （ 宣伝広告費 ）	
支出の目的 （1件当たり5万円以上のも	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
新聞折り込み代	11,970	24.12.8	毎日民報相馬販売センター	福島県相馬市沖ノ内１丁目２番地２号	
〃	21,105	24.12.8	有限会社藤原新聞店	福島県南相馬市原町区旭町三丁目３０番地	
〃	10,700	24.12.8	有限会社鹿島新聞販売センター	南相馬市鹿島区鹿島字町121	

この頁の小計	43,775
その他の支出 （1件当たり5万円未満のもの）	30,240
合計	74,015

注） 「項目別区分」欄には、「組織活動費（大会費）」というように小分類した費目まで記載すること。
「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　政治資金規正法監査報告書（国会議員関係政治団体に限る）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 25 年 5 月 29 日

政治団体の名称　　民主党福島県第1総支部

会計責任者の氏名　　小林　義明

（備考）　1　「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。
2　解散に伴う収支報告書の場合については、代表者であった者の記名押印又は署名が必要であり、署名は必ず代表者本人が自署すること。

政治資金監査報告書

平成25年5月22日

民主党福島県第1区総支部
総支部長　　大場　秀樹殿

登録政治資金監査人　阿部一大
登　録　番　号
第　3768　号
研修修了年月日
平成24年8月31日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、民主党福島県第1区総支部の平成 24 年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、民主党福島県第1区総支部の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。

（2）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書（※1）は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

3　業務制限

民主党福島県第1区総支部と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、民主党福島県第1区総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上